

法人くまがや

第218号

目次

- 1 頁……表紙「深谷駅イルミネーション」
写真提供：見栄子の熊谷らいふ♪
- 2 頁……会長企業訪問 「有隣会社 国済自動車鍛金工業所」
神山康秀様
- 3 頁……支部事業報告「ふかや花園プレミアムアウトレット」の結果
花園支部様
- 4 頁～5 頁「完全 e-Tax のおすすめ」
熊谷税務署
- 6 頁……「年末調整についてのお知らせ」
熊谷税務署
- 7 頁……「納税証明書交付手数料のキャッシュレス決済の開始について」
埼玉県熊谷県税事務所
- 8 頁……「書かない確定申告～税務行政のDX～」
関東信越税理士会 熊谷支部 小林拓人様
- 9 頁～12 頁 事業報告「税制改正に関する提言」・広告
熊谷法人会
- 13 頁……事務局日誌・お知らせ
熊谷法人会
- 14 頁……全面広告

題字……妻沼聖天山歎息院 営主 鈴木英全師書



「深谷駅イルミネーション」

写真提供：見栄子の熊谷らいふ♪

| 福利厚生制度「チャレンジ100」推進中 |

発行日 令和5年11月20日
発行人 (公社)熊谷法人会
会長 石山 洋一
発行所 熊谷市宮町1-35
〒360-0041 電話 525-6035
FAX 525-8141
発行 年6回 (1.3.5.7.9.
11月の20日)

訪問記

会長訪問

有限会社 国済自動車板金工業所 代表取締役 神山 憲秀 様

今回、石山会長は10月12日(木)に、神山憲秀氏が代表取締役として経営されております「有限会社 国済自動車板金工業所」様を会社訪問致しました。



神山社長 石山会長

石山会長

本日は、ご多用のところお時間を頂きありがとうございます。神山社長におかれましては、5月の役員改選に伴い、当会の理事に就任していただいております。

まず、御社の経営方針や理念についてお聞かせ願えますか。

神山社長

当社は経営理念として、「全ては、お客様の笑顔のために。」を掲げております。お客様目線に立ち、車検、整備、車の販売、板金塗装、保険や名義変更など車の事ならワンストップで何でも相談いただける、一言でいえば「車の総合病院」としてその歩みを進めています。また、本業に注力しながら大切にしていることは、社会貢献活動や環境対応など、常に社会の一員としての責務を果たすことを心がけています。

石山会長

お客様ファースト、お客様の笑顔の為に一九となって仕事を頑張っている姿が伝わってきますね。次に創業のきっかけ話等があれば、お聞かせいただけますか。

神山社長

法人設立は昭和38年10月で、私は2代目です。明戸の農家であった父が、「これからはモータリゼーション」との考えの下、現所在地にて創業致しました。父は長男で、創業に至るまでの道筋が容易でなかったことは想像に難くありません。車が高価で、板金を一つ行えば大きな対価となるような時代背景、まさに父の先見の明による船出でした。

昭和40年9月に塗装工場増設、昭和50年11月には新工場落成、また、翌年6月には工場敷地を拡大するなど伸展し、平成21年5月に私が代表取締役に就任しました。先にお話ししたように、環境対応等にも心がけ、平成23年7月に環境に優しい事業所認定、平成25年3月には工場五つ星制度を認定取得致しました。本年10月にはお陰様で創業から60年を数えます。

石山会長

創業60周年おめでとうございます。脈々と伸展されていますね。お話をいただいた工場五つ星制度の認定取得について、どのようなものか教えてください。

神山社長

それは、日本自動車車体整備協同組合連合会青年部事業の一つです。①技術継承に前向きな企業、②従業員に優しい企業、③環境に優しい企業、④お客様に優しい企業、そして、⑤地域・社会に優しい企業です。これら一つ一つを大事にすることが、先の経営理念「全ては、お客様の笑顔の為に。」に繋がっていくと考えています。

石山会長

とてもいいフレーズですね。すべてのピースが御社の経営理念に繋がっている、理解が深まりました。地域社会への貢献では、別の方向性もお持ちだと聞いております。「FMふっかちゃん」の取組について、お話ししくだ

さい。
神山社長

「FMふっかちゃん」は、一昨年の4月に開局した深谷市のコミュニティFM放送局です。私はその運営会社、深谷コミュニティFM株式会社の代表取締役に就任しました。本日この場に同席してくれた、熊谷法人会の田部井青年部副部会長が取締役副社長兼放送部長として事業運営にも携わり、ご活躍をいたたいております。

開局の数年前、深谷市へ意見具申をさせていただきました。より良い広報戦略や発信があれば、発信力強化や市の活性化にも繋がるのでないかと考えました。地域情報の発信基地を設けたい、そして災害時には地域の防災メディアとして必要不可欠な情報を皆様にいち早くお知らせしたい、その思いを強く持ちました。

青年会議所の役を長らく仰せつかっていた私は、『地域への恩返し』のシンプルな思いから、田部井さん等と共にその思いを一つにして、このFMふっかちゃんの開局を願い、稼働させるに至った経緯です。開局や事業運営に当たっては、深谷市をはじめ、番組スタッフの皆さん、番組サポーターの皆さん、その他数多くの方々のご協力をいただいております。そのようなく、FMふっかちゃん「88.5MHz」は今日も元気に地域に寄り添いながら、地域情報満載でオンエア中です。

石山会長

地域に根差した取組や大きな貢献をありがとうございます。それでは、座右の銘についてお聞かせいただけますか。

神山社長

座右の銘としては、「良い事はお陰様、悪い事は身から出たサビ」、この言葉を頭においています。謙虚にあります。そう考えております。

石山会長

ありがとうございます。最後になりますが、法人会についてお聞かせ願えますか。

神山社長

熊谷法人会は、熊谷税務署管内の二市一町がエリアであり、広域な仲間と知り合えて、自身の刺激になっています。これまでこれからも、人と人とのご縁を大切にしながら人脈を更に広げていきたい、地域の為になっていきたい、そう考えております。

石山会長

本日はお忙しい中、貴重なお時間をありがとうございます。法人会はよき経営者を目指すものの団体です。本日お話を伺ったところ、柔軟な発想と実行力を兼ね備えた神山社長にこちらが刺激を受けました。熊谷法人会では青年部部会長としてもご活躍をいただきましたが、本会の新理事として、法人会へのご尽力を引き続きお願い申し上げますと共に、御社の益々のご発展をご祈念申し上げます。



『ふかや花園プレミアムアウトレット』の開業

～「渋沢栄一と岩崎弥太郎 日本の資本主義を築いた両雄の経営魂が合体」～

寄稿者：富田重直様 花園支部支部長



2022年10月待望の
アウトレットが深谷市
花園地区にオープン致
しました。

このオープンに際し
て時代を遡ると、「渋沢
栄一と岩崎弥太郎の両
雄の経営魂が込められ
ている」ことがあげら
れると思います。

郷土の偉人 渋沢栄一は徳川慶喜の家臣として一橋家の財政を再建。岩崎弥太郎は、海援隊の金庫番として坂本龍馬を支え、維新後はともに実業家に転身。

“実業の父”と呼ばれた渋沢栄一と三菱財閥の創設者岩崎弥太郎の思いが、100年の時を経て、小島進深谷市長の強力な指導の下、市民待望の深谷市の新しい顔として世界に誇れる立派な施設が実現したものです。

こちらのアウトレットの特徴ですが、深谷市の農業発展の為に造られ、全体計画は、花園IC拠点整備プロジェクトにより作成されました。秩父線に新駅「ふかや花園駅」を建設すると共に、深谷市の農業振興施設「深谷テラスパーク」内にはマヨネーズで有名なキューピー株式会社を誘致しました。その後市内外の多くの方々に利用して頂く為に「アウトレット」を建設しました。

アウトレットの敷地は農家から市が借用し三菱地所に利用してもらう方法であり、地元農家は借地料での農業外収入が30年以上に亘り確保でき、農業経営が安定して続けられる事を喜んで

います。

渋沢栄一の合本主義を市長に実践して頂いたお陰で、世界的な大企業「三菱」と渋沢栄一の郷土深谷市発展の礎が出来ました。法人会会員の皆様、そんな意味も考えながら深谷市へお出かけ頂ければ幸いです。

《プロフィール》

大里樹苗造園株式会社 代表取締役
アウトドア施設 natural space GRIM 代表
NPO法人うるおいのまち 副理事長



渋沢栄一のぼり



ヤサイな仲間たちファーム



ふかや花園プレミアム・アウトレット

税務署



法人税等の
電子申告の

**10件に7件が
完全 e-Tax です！**

添付書類も含めたe-Tax（完全e-Tax）を行うことで、
法人税等に係る申告データを円滑に電子提出可能です。
完全e-Taxで書面申告のコストを削減しましょう！

「完全e-Tax」がおすすめの理由

① 書面申告には郵送のリスクがあります

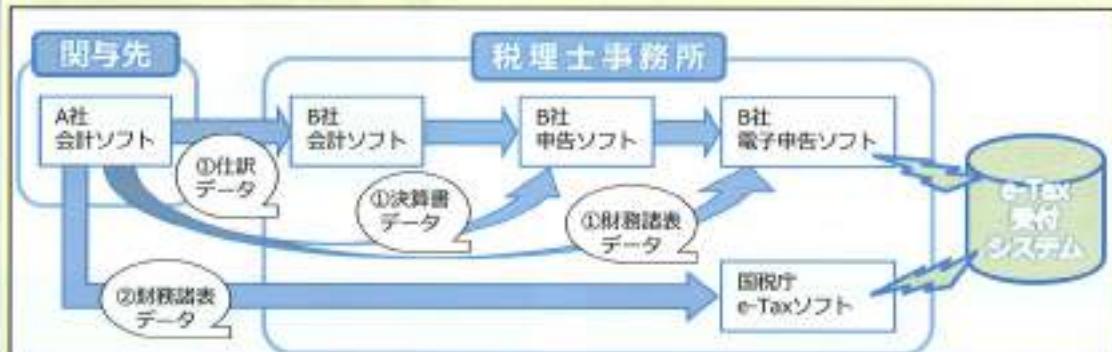
- 郵送には、郵送先や封入漏れなどの確認作業（ストレス）が発生します。
- 完全e-Taxにより申告することで、「提出した」又は「提出していない」といった行き違いの不安が解消されます。

② 完全e-Taxなら効率的に申告ができます

- 従来のデータ形式（XML形式・XBRL形式）に加え、CSV形式による提出が可能です。（国税庁e-Taxホームページにおいて「標準フォーム」を提供しています）
- 完全e-Taxにより申告することで、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要になります。

▶ 次頁のとおり環境整備を行い、利便性の向上を図っています。

関与先のソフトと使用ソフトが異なっていても、完全e-Taxが可能です



① ソフト同士に互換性がある場合には、「仕訳データ」、「決算書データ」又は「財務諸表データ」の取込が可能です

② 国税庁e-Taxソフトに「財務諸表データ」の取込が可能です

- ソフトによっては、直接、取り込むことが可能
- 互換性がない場合であっても、国税庁が提供する「標準フォーム」を利用することデータの取込が可能（具体的な方法は、次頁「国税庁動画チャンネル」参照）

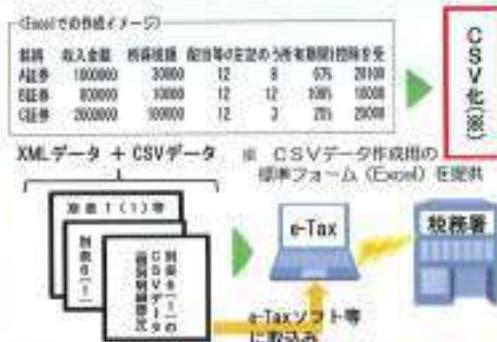
① 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書のデータ形式を柔軟化（CSV形式）

【概要】

別表のうち明細記載を要する部分（注）や勘定科目内訳明細書について、従来のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出が可能（国税庁から標準フォームを提供）。

（注）所得税額の控除に関する明細書
(別表6(1))など

- ・企業内データを変換するための作業が軽減
- ・記載量が多くなる場合でも、複数回数、同一別表の作成が不要



② 財務諸表のデータ形式を柔軟化（CSV形式）

【概要】

財務諸表について従来のデータ形式（XBRレジ形式）に加え、CSV形式による提出が可能（国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供しています）。

- ・CSV形式による提出が可能であり、財務諸表をデータ変換するための調整作業が軽減
- ・企業開示において標準的に使用されている勘定科目（約6,400）ごとに国税庁が勘定科目コードを策定・公表
- ・民間ベンダーに対しては、ソフトウェアの開発に際し、この勘定科目コードも採用するよう要請

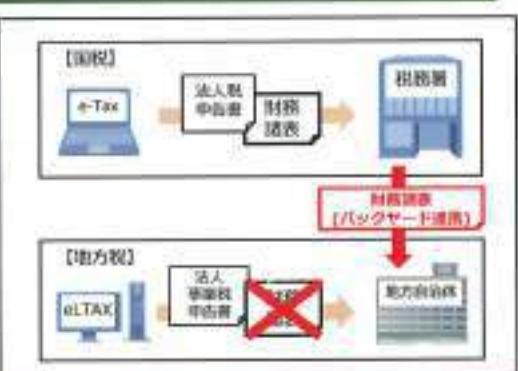


③ 財務諸表の提出先を一元化

【概要】

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要です。

国税・地方税当局間の情報連携（バックヤード連携）により、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。



※ 右記のYouTube「国税庁動画チャンネル」において、「CSV形式で財務諸表をe-Tax送信【福岡国税局】」を掲載しています。ぜひご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



税務署



令和5年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は、「年末調整がよくわかるページ」で提供しています！

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」において、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など様々な情報を提供していますので、是非ご利用ください。

年末調整がよくわかる



* 令和5年分の各種情報については、[令和5年10月頃](#)に掲載いたします。

年末調整がよくわかるページ（令和5年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

[お知らせ]

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方に向けて、年末調整に関する各種情報を用いたパンフレットを送付しています。
- 繰延扶養控除を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)（Excel）をご利用いただく年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
→ [ダウンロードはこちら](#)
- 記者会見の年末調整説明会については、実施しておりません。



- ❶ 年末調整手続の電子化
- ❷ 給与所得者（源泉徴収）の方へ
- ❸ チャットボットに相談する
- ❹ 詳しい説明（パンフレット）（年末調整・源泉徴収票）
- ❺ 各種様式・記載例（年末調整・源泉徴収票）

❶ 年末調整計算シート

「年末調整計算シート」（Excel）は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excel がインストールされたパソコンが必要です。

- ❶ 源泉徴収義務者の方へ
年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

- ❷ 給与所得者の方へ
年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

- ❸ 年末調整手続の電子化
年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

- ❹ チャットボットに相談する
年末調整でお困りのときにご利用ください。

※公開期間は令和5年10月頃から令和6年1月下旬までの予定です。



- ❺ 詳しい説明（パンフレット）
「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

- ❻ 各種様式・記載例
「扶養控除等申告書」などの各種申告書の様式や記載例、「源泉徴収票」などの法定調書関係様式を提供しています。



- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、

[令和6年1月10日\(水\)](#)（納期の特例の承認を受けている場合は、[令和6年1月22日\(月\)](#)）です。

- ◎ 給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、[令和6年1月31日\(水\)](#)です。

県税事務所

埼玉県



納税証明書交付手数料のキャッシュレス決済の開始について

埼玉県では令和5年10月2日から、埼玉県ホームページ内の下記チラシなどでご案内しておりましたとおり、県税の納税証明書の「交付手数料のキャッシュレス決済」を開始しました。

【納税証明書交付手数料の納付方法の変更について】

納税証明書交付手数料の納付のため購入していただいている埼玉県収入証紙※1は、令和5年12月末に販売を終了し、令和6年3月末で利用ができなくなります。

これに伴い、納税証明書交付手数料の納付は、令和5年10月2日からキャッシュレス決済を開始しました。

また、令和6年1月からは、原則として現金での納付はできませんので、納税証明書交付請求のために各県税事務所や自動車税事務所(支所含む)にお越しの際はクレジットカード(Visa, Mastercard)や電子マネー(nanaco, WAON, 楽天Edy, 交通系IC(Suica, PASMO等))等のキャッシュレス決済手段をご用意ください。

(※1 埼玉県収入証紙について、詳しくは「埼玉県ホームページ(ページ番号検索:10253)」をご覧ください。)

【手数料の納付が必要な納税証明書】

自動車税(種別割)の車検用・鉛区税以外の納税証明書について、交付を申請する際には、納税証明書交付手数料の納付が必要になります。

手数料の金額は、税金の種類、各年度ごとに1通につき400円になります。詳しくは各県税事務所、自動車税事務所にお問合せください。

※ 県庁(税務課)では、納税証明書の交付ができません。

※ 自動車税事務所の各支所では、自動車税(種別割)の納税証明書以外の交付請求はできません。

納税証明書交付手数料の キャッシュレス決済が始まります!

令和5年10月2日から納税証明書交付手数料の支払に
キャッシュレス決済がご利用いただけるようになります。

令和6年1月4日からは

窓口で現金でのお支払ができなくなりますので、
納税証明書の交付請求をされる際は、

下記のキャッシュレス決済手段をご用意ください。

~令和5年10月1日	令和5年10月2日~	令和6年1月4日~	令和6年4月1日~		
現金		お支払できません			
埼玉県収入証紙					
キャッシュレス決済は ご利用できません					
<手数料納付の際に選択できるご利用いただけるキャッシュレス決済手段(予定)>					
・クレジットカード Visa, Mastercard					
・電子マネー nanaco, WAON, 楽天Edy, 交通系IC(Suica, PASMO等)					
・スマートフォン決済アプリ PayPay, LINE Pay, D払い, Tポイント					
・デビットカード Visa, Mastercard					

「納税証明書について(納税証明書交付手数料の納付方法を変更します。)」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/e0030/v1-taxreceipt/index/cashlesspayment.shtml>

お問い合わせ先: 埼玉県税事務所 稽察一部課TEL 048-823-7666

また、現金の納付については、令和6年1月4日以降も現金でお支払いいただけます。

納税証明書の交付窓口

窓口名	所在地	電話番号
さいたま県税事務所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-823-5056
川口県税事務所	川口市西宮本町3-13-1	048-252-3511
上尾県税事務所	上尾市大字南209-1	048-725-7511
朝霞県税事務所	朝霞市三郷1-3-1	048-480-1671
羽生県税事務所	羽生市新町1-37-37	048-241-1801
所沢県税事務所	所沢市本町1-9-5	04-2995-2112
蕨県税事務所	蕨市本町293	04-973-5512
深谷県税事務所	深谷市西町5-1	049-23-8946
林父木県税事務所	林父木町2-20	049-23-2126
本庄県税事務所	本庄市新町1-4-4	049-27-8111
熊谷県税事務所	熊谷市東本町1-3-1	049-523-2808
川口県税事務所	川口市本町2-25	048-956-8061
春日部県税事務所	春日部市大字1-16	048-727-0130
越谷県税事務所	越谷市新町1-4-32	049-962-2191
白岡県税事務所	白岡市新町1-3-3	048-058-0224
自動車税事務所大宮支所	さいたま市大宮区下町3-8-3	048-623-0060
自動車税事務所柏支所	さいたま市柏市中町2157	048-623-0060
自動車税事務所所沢支所	所沢市相模ヶ丘101-5	048-623-4011
自動車税事務所所沢支所	所沢市千波980-1	04-2998-1321
自動車税事務所所沢支所	所沢市相模ヶ丘750-6	048-703-4111

- 紳税証明書に関する詳しい情報は埼玉県ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/>)の「ページ番号検索(1955)」からご覧ください。

お問い合わせ先 熊谷県税事務所 TEL 048-523-2809

税理士会

書かない確定申告～税務行政のDX～

関東信越税理士会 熊谷支部 小林 拓人



令和5年4月21日、河野デジタル大臣が記者会見で、「e-Taxを利用したオンラインの確定申告について、『書かない確定申告』を目指した取組を進めます。」と発表しました。

これは「日本版記入済み申告書」と呼ばれるもので、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みです。将来的には個人のマイナポータルからログインし、「自動で計算」ボタンを押せば所得、納付額の計算や納付ができるを目指しています。現状ではまだ完全に整備されていませんが、令和2年分からは生命保険、住宅ローン、特定口座が、令和3年分からは地震保険、ふるさと納税、医療費が、令和4年分からは公的年金、国民年金がマイナポータルと連携してe-Taxで自動入力できるようになりました。令和6年1月からは、iDeCoと小規模企業共済等掛金が、令和6年2月からは、企業・事業者から国税庁に源泉徴収票がオンライン提出されている場合には、給与所得の源泉徴収票が連携される予定となっています。スマートフォンによる申告も可能で、カメラで源泉徴収票を読み取って自動入力する機能もあり、「書かない確定申告」の実現に向け準備が順調に進んでいます。

この「書かない確定申告」は税務行政のDXの一環であり、その詳細は国税庁が令和5年6月23日に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」として公表しています。具体的には、次の3つの柱から成っています。

(1) 納税者の利便性の向上

“納税者目線”を大切にして、日常使い慣れたデ

ジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指す。

e-Taxの改善、キャッシュレス納付の推進、年末調整の簡便化、オンライン相談の充実、電話相談の高度化・利便性向上、SNSを利用した情報の配信などに取り組む。

(2) 課税・徴収事務の効率化・高度化等

課税や徴収の場面などの業務に当たっては、AI・データ分析を積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用する。地方公共団体や金融機関などへの照会もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大する。これにより、課税・徴収を特に必要性の高い分野や悪質な事案に重点化する。

税務データの学術研究目的の活用について検討を進める。

(3) 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげる。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットが期待される。

「事業者のデジタル化促進」は、今回の公表から新たに加えられた内容です。各企業がDXに取り組むことにより、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生まれ、一気に社会全体のデジタル化が進むことが予想されます。社会全体にデジタル化のメリットが波及することによって、それがまた自社のメリットにもつながっていきます。

まずは、自社の税務会計環境からDXに取り組んでみてはいかがでしょうか。

第39回

法人会全国大会(群馬大会)開催

事業報告

日 時：令和5年10月18日(水)

会 場：高崎芸術劇場



高崎芸術劇場エントランスにて

去る10月18日(水)に、第39回法人会全国大会(群馬大会)が開催され熊谷法人会から、永田税制委員長と中村事務局長が参加致しました。

今年は、新型コロナウイルス5類移行後初の大会開催となり、エントランスでスタッフの方々の歓待を受け、また、会場は熱気に溢れコロナ以前の盛大さに戻ってきた、そう肌で感じることができました。

大会には、住澤国税庁長官、木村関東信越国税局長、山本群馬県知事、富岡高崎市長、金子群馬県商工会議所連合会会长、博田関東信越税理士会群馬県支部連合会会长等多くのご来賓をお招きし、開催されました。

第一部「記念講演」では、地元群馬出身の日本通信株式会社代表取締役社長の福田尚久氏をお迎えしました。「好機到来」の演題で、ご自身の経験に基づいた、アップル社再建当時の尽力や現経営法人の上場等のお話、そして今経営に何が必要かを分かり易く講演頂きました。

第二部の式典は、「税制改正の提言の報告」が行われ、全国法人会連合会長野坂筆頭副会長より大会宣言が発表され、式典は無事に終了致しました。



住澤国税庁長官ご挨拶



主催者挨拶：小林会長



記念講演：福田尚久氏

令和6年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

令和6年度 税制改正に関する提言(要約)
基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- 岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も闇けないのであろう。

1. 財政健全化に向けて

- 歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス＝PB)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
 - (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設げずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- 社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不斷に見直すことが重要であり、その際に公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に取り組むよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
 - (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず説き始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数量目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 嫁しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- 先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。
 - (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
 - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。
 - (3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限局的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

●政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

●地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開拓していくかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行なうべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスバイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 災害復興等

●これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じようとする。

●近年、熊本はじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

(2) 交際費課税の適用期限延長

(3) 中小企業向け貸上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

- ①基幹税としての財源調達機能の回復
- ②各種控除制度の見直し
- ③個人住民税の均等割

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家の評価は、経年年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廢止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

(4) 法定外目的税

5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

3. 電子申告

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック埼玉総合支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

事務局日誌・お知らせ

今後の予定

月 日	内 容	会 場
11月27日	決算期別説明会	さくらめいと
12月 6日	青年部会 正副部長会議	マロウドイン熊谷
6日	青年部会 税務研修会	マロウドイン熊谷
7日	正副会長会	深谷テラス
10日	寄居町商工会セミナー&コンサート	寄居町中央公民館
12日	絵はがきコンクール審査会	法人会事務局 2階
14日	女性部会年末講演会	埼玉グランドホテル深谷
16日	無料税務相談会	熊谷商工会議所
2月 6日	無料税務相談会	熊谷商工会議所
7日	絵はがき表彰式	さくらめいと月のホール

熊谷市・深谷市・寄居町からのお知らせ

給与支払報告書・源泉徴収票

の提出は eLTAX で !!



eLTAXを利用することで、給与支払報告書等を複数の地方公共団体へ一括して送信することができます。

また、地方税共通納税システムでは、令和5年4月1日から電子納税の対象税目が拡大されました。

ご自宅やオフィスからインターネットを通じて行える、便利なeLTAXをご利用ください。

※詳しくは eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆お問い合わせ先 eLTAXヘルプデスク 電話：0570-081459

(つながらない場合：03-5521-0019)

【新入会員ご紹介】

新しい仲間です！宜しくお願い致します。

令和5年10月6日現在

支部名	法 人 名	所 在 地	業 種
熊 谷	マーベルハウス株式会社	熊谷市万葉町	不動産賃貸業
熊 谷	株 式 会 社 產 土	熊谷市上之介	介護業
熊 谷	株 式 会 社 D - i p p l e	熊谷市久保路	サービス業
熊 谷	安原建築税理士事務所	熊谷市横町	税理士
深 谷	ピューティー ケイゾウ	深谷市明戸	美容業
寄 居	株 式 会 社 エ ム テ ッ ク	寄居町大学寺作	建設業
寄 居	株式会社ウム・グルト・ジャパン	寄居町字三ヶ山	産業廃棄物処理業
妻 沢	株 式 会 社 風 の 音	鶴巻高野郡妻沼	老人福祉施設
大 里	有限会社大都自動車商会	熊谷市大里田	自動車販売

支部別会員状況

支部名	所管法人数	令和5年9月末日現在		会員数 前年比 増減
		会員数	加入率(%)	
熊 谷	2,838	1,153	40.6	-1
深 谷	1,374	524	38.1	-8
寄 居	482	238	49.4	-2
妻 沢	336	174	51.8	-5
岡 部	246	115	46.7	-3
川 本	178	98	53.9	2
花 園	202	91	45.0	-2
豊 里	111	55	49.5	1
合計	5,767	2,446	42.4	-18



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

广 告

Future

未来に羽ばたく地域革新
プロデュース企業

吉見グループ株式会社

4F: TEL: 036-0033

〒360 熊谷市中央町2-4-38

マイオ熊谷センタービル 3F

TEL: 049-930-3300

吉見熱帯株式会社

株式会社ヨシミフーズ

株式会社ヤマモト

株式会社スカルプラス

株式会社ヨシミ企画サービス

吉見会社吉見産業商店

TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5588

～資源物リサイクルの回収・加工・販売の
全工程を自社ネットワークで完結～

永田紙業株式会社<NR-G>

本 社：深谷市長在家 198／TEL 048-583-2141
深 竹：深谷市幡藉町 1-15-3／TEL 048-570-2141
深 谷 間 倉：深谷市鶴引 98／TEL 048-551-2141
本庄／群馬前橋／前橋中央／太田／藤原／猪倉／深谷岡部／大泉／
嵐山／足利／熊谷／坂本／押戸 全15事業所

【関連企業】

明成物流株式会社／物流機器レンタル株式会社
／NR株式会社／ヤマト・インダストリー株式会社
(ジャスダック上場 7886) 他2社

マルコーフーズ
株式会社
TEL 048-587-1200
深谷市新戒697-1

法人会の理念